

田原市ふるさと教育取り組み指針全体のイメージ図

定義 (第1章)

ふるさと教育とは何か

- 「ふるさと教育取り組み指針」とは：田原市総合教育大綱・教育振興基本計画で、教育の主要な柱として位置づけられる「ふるさと教育」をどのように充実させるかを明らかにするもの。
- 「ふるさと」とは：生まれ育った土地でなくても、住んでいる土地に好感や愛着があれば「ふるさと」として、心のよりどころや、世界を知るための基準（ものさし）となる。
- 「ふるさと教育（学習）」とは：地域の教育資源や、それらに関する資料を教材として、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める学習と、それを支援するための活動。
- 学校における「ふるさと教育」とは：ふるさと田原が心のよりどころとなり、世界を知るものさしとなることにより、おのずと郷土愛も育っていくことを目指す。
- 地域社会における「ふるさと教育」とは：暮らし・仕事など、ふるさとを生きる資源を得る。また、ふるさとの価値を見出し、伝え、改良し、新しい価値を付け加えていくことを目指す。

資源（第2章）

ふるさと教育を発展させるための環境

- 教育委員会が所管する教育機関は、すべて、ふるさと教育の拠点でもある。
- 地域づくりを担うのは「ひと」であり、ふるさと教育は地域づくりの重要な柱。
- 高齢者が、ふるさとに関する豊富な知識をふるさと教育に役立てることは生きがいつくりにもなる。
- ふるさとの記憶を保ち、再生産する力を持つ文化財は、ふるさと教育の重要な資源。
- 学校教育と社会教育の境を越えて、ふるさと教育を支援する機能を持つ、ふるさと教育センターを整備する。

指針（第3章）

ふるさと教育にどう取り組むか

- 学校での「ふるさと教育」に取り組みます。(指針1)
 - ・ 郷土を題材にした学習を展開する
 - ・ 地域の人々との出会いと交流を推進する
 - ・ 地域の大人との協働事業を実施する
 - ・ 共育コーディネーターの活用、ふるさと教育に関する情報提供等、ふるさと教育推進を支援する
 - ・ 学校図書館、市図書館、博物館等を活用する
- 生涯にわたる「ふるさと教育」に取り組みます。(指針2)
 - ・ 生涯学習推進の一環として地域の人々がふるさとについて学んだり、学習を支援する側に回ることを推進する。
 - ・ 自然環境を生かしたスポーツを通じて、田原の魅力を多くの多くの人々に知ってもらう。
 - ・ ふるさとに関する資料の収集と電子化、オープンデータ化等を通じ、学びのための情報提供を充実させる。
- 「ふるさと教育」の循環を生み出すシステムを構築します。ふるさとに関する講座などで学び続けた人が、今度は教えたり、学びを支援したりする立場に回るようなシステムを整備する。

展開（第4章）

ふるさと教育推進ネットワークをつくる

- つながりの不足を解消する
ふるさと教育の実施主体同士の「つながり」や、過去の成果や記録を現在そして未来へと「つなぐ」配慮が不足している。その解消のため、情報共有、情報継承、資源共有、資源継承、人材育成といった課題に取り組む。
- ふるさと教育推進ネットワークをつくる
「つながりの不足」を解消し、情報や資源の共有・継承と人材育成を推進するため、次のような取り組みを通じ、ネットワークをつくる。
 - ・ 「ふるさと教育ワークショップ」の開催
 - ・ インターネット田原百科「タハラペディア」の編集
 - ・ 「ふるさと教育バンク」の編集
 - ・ 「ふるさと教育事例データベース」の構築
 - ・ 「ふるさと教育研修パッケージ」の実施
 - ・ 「ふるさと教育推進体制（組織）」の構築
 - ・ 「つながりの場」の整備
- ロードマップ
平成32年度の本指針の見直し・改訂に向け、上記について、計画的に取り組む。